

福岡県脱炭素社会推進本部設置要綱

(目的)

第 1 条 本県における脱炭素社会の実現に向けた施策を全庁的に推進するため、福岡県脱炭素社会推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた施策の進捗管理に関すること。
- (2) その他脱炭素社会の実現に必要な施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事とし、本部を総括し、代表する。
- 3 副本部長は副知事とし、本部長を補佐する。本部長に事故あるとき又は不在のときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ、構成員以外の者に対し、出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 本部の庶務は、環境部脱炭素社会推進課において行う。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（福岡県脱炭素社会推進本部構成員）

構成	職名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	政策企画部長
	市町村・地域振興部長
	人材育成・活躍推進部長
	保健医療介護部長
	福祉こども政策部長
	環境部長
	商工部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	建築都市部長
	企業管理者
	教育長
警察本部長	